

2026年3月4日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

「JCB CARD 規約・規定集」改定のお知らせ

山陰合同銀行では、クレジットカード利用における安全性と利便性向上のため、「JCB CARD 規約・規定集」内の「クレジットカード会員規約（JCB個人用）」、「クレジットカード会員規約（JCB一般法人用）」、「クレジットカード会員規約（JCB大型法人用）」等を2026年3月31日に下記の通り改定いたします。

なお、新規約は、改定前よりお取引をいただいているお客様にも適用されます。

下表では、改定する箇所のみ記載しています。

記

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>クレジットカード会員規約（JCB個人用） 第4条の2（WEBサービス等）</p> <p>3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p> <p>第15条（個人情報情報機関の利用および登録）</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当行またはJCBが利用・登録する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下加盟会員という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。</p>	<p>クレジットカード会員規約（JCB個人用） 第4条の2（WEBサービス等）</p> <p>3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含む。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p> <p>第15条（個人情報情報機関が保有する信用情報の利用および個人情報情報機関への信用情報の提供等）</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、当行またはJCBが利用・登録する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下加盟事業者という。）に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人情報情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>(1) 両社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。）が登録されている場合はこれを利用すること。</p> <p>(2) 本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報（その履歴を含む。）が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにこれを利用されること。</p>	<p>(1) 両社が本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。</p> <p>(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</p> <p>(3) 両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</p> <p>(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとお</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>(3) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方（以下</p>	<p>り利用すること、および加盟事業者に提供すること。</p> <p>①加盟個人情報機関は下記の信用信息（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。</p> <p>ア. (3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</p> <p>イ. 加盟個人情報機関が収集した上記ア以外の情報</p> <p>ウ. 加盟個人情報機関が、保有する信用信息に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</p> <p>②加盟個人情報機関は、保有する①の信用信息を以下の目的で利用します。</p> <p>ア. 信用信息の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</p> <p>イ. 信用信息の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>ウ. ③に基づく信用信息の提供</p> <p>③加盟個人情報機関は、①の信用信息を加盟事業者に提供します。また、加盟個人情報機関は、①の信用信息の一部を提携個人情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</p> <p>(5) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方（以下</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>「家族会員等」という。)は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。</p> <p>3. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、当行またはJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p>「家族会員等」という。)は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の加盟事業者が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。</p> <p>3. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とします。なお、当行またはJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第23条（ショッピングの利用）</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第21条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>第23条（ショッピングの利用）</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第21条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</p>
<p>第33条（CD・ATMでの利用）</p> <p>会員は、当行またはJCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用手数料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをい</p>	<p>第33条（CD・ATMでの利用）</p> <p>会員は、当行またはJCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、(1)(2)においては当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」およびく</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>う。)を支払うものとします。ただし、当該金融機関の利用手数料の徴収を開始するときは、事前に当行から通知します。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>(1) キャッシング1回払いの利用 (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3) ショッピングリボ払いの随時支払い</p>	<p>繰上返済方法>に定めるものをいう。)を、(3)においては当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の<繰上返済方法>に定めるものをいう。)を支払うものとします。ただし、当該金融機関の利用手数料の徴収を開始するときは、事前に当行から公表または通知します。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p> <p>(1) キャッシング1回払いの利用 (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3) ショッピングリボ払いの随時支払い</p>
<p>第34条（約定支払日と口座振替）</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当行に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともありま</p>	<p>第34条（約定支払日と口座振替）</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当行に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>す。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落しが行なわれることがあります。</p> <p>——中略——</p> <p>7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたいえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>または自動引落しができなかった場合または事務上の都合がある場合には、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落しが行なわれることがあります。</p> <p>——中略——</p> <p>7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当行が指定した料率（当行が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたいえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
<p>第35条（明細）</p> <p>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合に</p>	<p>第35条（明細）</p> <p>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（もっとも、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>は事前に公表または通知します。</p> <p>第39条の2（取引の制限等） 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>第46条（費用の負担） 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課さ</p>	<p>——中略——</p> <p>4. 当行は本会員または本会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当行が過去に第1項に基づき明細書を送付し、または第2項等に基づき明細書を送付したのについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当行がこれを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。</p> <p>第39条の2（取引の制限等） 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>——中略——</p> <p>(7) 第23条第10項に該当した場合</p> <p>第46条（費用の負担） 1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課され</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>れる消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p> <p>第50条（会員規約およびその改定） 本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みません。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">2025年2月28日現在</p>	<p>る消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p> <p>2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当行と本会員との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当行が公表する金額を本会員は負担するものとし、本会員は当行の請求に基づき、当該金員を第34条に定める方法により当行に対して支払うものとします。</p> <p>第50条（会員規約およびその改定） 本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">2026年3月31日現在</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>クレジットカード会員規約（JCB一般法人用） 第5条の2（WEBサービス等）</p> <p>3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができません。</p> <p>第14条（個人情報情報機関の利用および登録）</p> <p>1. 代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方（以下総称して「代表使用者等」という。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。）は、当行またはJCBが利用・登録する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。</p> <p>(1) 代表者等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが</p>	<p>クレジットカード会員規約（JCB一般法人用） 第5条の2（WEBサービス等）</p> <p>3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含む。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができません。</p> <p>第14条（個人情報情報機関が保有する信用情報の利用および個人情報情報機関への信用情報の提供等）</p> <p>1. 代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方（以下総称して「代表使用者等」という。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。）は、当行またはJCBが利用・登録する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟事業者」という。）に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人情報情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。</p> <p>(1) 代表者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、両社がそれぞれ加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）に提供し、代表者等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人情報情報機関に照会すること。</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>収集し登録した情報が含まれます。</p> <p>(2) 加盟個人情報情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。</p>	<p>(2) (1)の照会により、これらの個人情報情報機関に代表者等および代表者等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、代表者等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</p> <p>(3) 両社が代表者等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人情報情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人情報情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</p> <p>(4) 加盟個人情報情報機関が、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</p> <p>①加盟個人情報情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。</p> <p>ア. (3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</p> <p>イ. 加盟個人情報情報機関が収集した上記ア以外の情報</p> <p>ウ. 加盟個人情報情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</p> <p>②加盟個人情報情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>(3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。</p> <p>3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p>イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>ウ. ③に基づく信用情報の提供</p> <p>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法等に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</p> <p>(5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。</p> <p>3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>第22条（ショッピングの利用）</p> <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>第22条（ショッピングの利用）</p> <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、支払責任者の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</p>
<p>第27条(約定支払日とお支払い方法)</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分および海外キャッシング1回払いに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、法人会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかか</p>	<p>第27条(約定支払日とお支払い方法)</p> <p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分および海外キャッシング1回払いに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、法人会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則支払責任者の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当行に対する手数料の支払義務が発生</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>る当行に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当行は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたいえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合には、お支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当行は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当行が指定した料率（当行が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたいえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
<p>第28条(明細)</p> <p>1. 当行は、当行所定の方法（法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当行は、法人会員が「MyJチェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通</p>	<p>第28条(明細)</p> <p>1. 当行は、「MyJチェック」の登録を行った法人会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p> <p>2. 当行が法人会員に対して前項に基づき明細確定通知を送信したとき、または明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとします。</p>	<p>2. 当行は、法人会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいう。以下同じ。）を法人会員の届出住所宛に送付します。また、当行は法人会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を法人会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が法人会員に明細書を送付した場合、法人会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に（もっとも、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は法人会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p> <p>3. 当行が法人会員に対して第1項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細を送付したときは、法人会員は速やかに明細の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとします。</p> <p>4. 当行は法人会員または法人会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当行が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当行が</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>第32条の2(取引の制限等)</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>——中略——</p> <p>第39条（費用の負担）</p> <p>支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p>	<p>これを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。</p> <p>第32条の2(取引の制限等)</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。）場合、支払責任者のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>——中略——</p> <p>(7)第22条第11項に該当した場合</p> <p>第39条（費用の負担）</p> <p>1. 支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p> <p>2. 支払責任者が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当行と支払責任者との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用(再振替費用、事務処理費用、通信費等)の一部として、当行が公表する金額を支払責任者は負担するものとし、支払責任者は当行の請求に基</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p data-bbox="156 468 596 501">第43条（会員規約およびその改定）</p> <p data-bbox="156 515 753 1238">本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p data-bbox="496 1249 774 1283">2025年2月28日現在</p>	<p data-bbox="798 284 1414 362">づき、当該金員を第27条に定める方法により当行に対して支払うものとします。</p> <p data-bbox="798 468 1238 501">第43条（会員規約およびその改定）</p> <p data-bbox="798 515 1414 1191">本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p data-bbox="1166 1249 1414 1283">2026年3月31日現在</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>クレジットカード会員規約（JCB大型法人用） 第2条(支払責任および連絡責任者)</p> <p>2. 法人等または法人会員は、会員の本規約に基づく入会申込手続き、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続きその他の手続きに関し、会員と両社との間の連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。</p> <p>3. 法人会員またはカード使用者として入会を申し込む方は、管理責任者を通じて入会申込手続きを行うものとします。法人会員は、管理責任者をして、両社所定の入会申込書に、当行の指示に基づき、署名または管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。また、会員は、諸届出、退会手続き等、両社に対する諸手続きを、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾します。法人会員は本項に定める管理責任者の手続きについて一切の責任を負うものとします。</p>	<p>クレジットカード会員規約（JCB大型法人用） 第2条(支払責任および連絡責任者)</p> <p>2. 会員またはカード利用に関する諸手続および会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から次項に定める権限を付与されるものとします。法人等または法人会員は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者に関する両社所定の事項を両社に届け出るものとします。</p> <p>3. 管理責任者は、以下の(1)から(5)の権限（管理責任者が「JCB法人カードステーション」（第5条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。また、JCB法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。）および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について一切の責任を負うものとします。</p> <p>(1) カード使用者の追加にかかる入会申込手続（カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。）および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限</p> <p>(2) 当行またはJCBから法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員から当行またはJCBに対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、当行およびJCB間の連絡または調整等を行う権限</p> <p>(3) JCB法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限</p> <p>(4) 利用可能枠の増枠申請権限、本規約に付随する特約等に基づき発行される各種カードまたはカード情報等（それを利用してオンラインショッピング等を行うことができるものをいう。）の新規または追加の発行申請、それらの受領および利用に関する権限、タクシーチケットの発注および受領に関する権限等のカード等利用に関する権</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>4. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。</p> <p>第5条の2（WEBサービス等） 会員は、両者が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「JCB法人カードWEBサービス」「MyJCB」「J/Secure（TM）」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEBサービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEBサービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB法人カードWEBサービス」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure（TM）」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p> <p>第19条（利用可能枠） 1. 当行は、カードごとに、商品ごとの利用可能枠</p>	<p>限</p> <p>(5) カード利用に関する明細（第28条に定めるものをいう。）、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限</p> <p>4. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が前項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>第5条の2（WEBサービス等） 1. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「JCB法人カードステーション」「JCB法人カードWEBサービス」「MyJCB」およびオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure（TM）」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEBサービスを利用することができます。ただし、法人会員とカード使用者では WEBサービスの利用内容が異なります。法人会員は「JCB法人カードステーション」に、カード使用者は「MyJCB」および「J/Secure（TM）」に、それぞれ入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意のうえ、登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。 2. 会員が「MyJCB」および「J/Secure（TM）」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure（TM）」の利用登録がなされていない場合を含む。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p> <p>第19条（利用可能枠） 1. 当行は、カードごとに、商品ごとの利用可能枠</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）。</p> <p>①ショッピング1回払い利用可能枠 ②ショッピング2回払い利用可能枠 ③海外キャッシング1回払い利用可能枠</p> <p>2. 前項①から③の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。</p>	<p>として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（本項に基づき、カードごとに設定する商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠（カード）」という。）。</p> <p>①ショッピング1回払い利用可能枠 ②ショッピング2回払い利用可能枠 ③海外キャッシング1回払い利用可能枠</p> <p>2. 前項①から③の機能別利用可能枠（カード）のうち最も高い金額が、カードごとの当該カード全体の利用可能枠（以下「総枠（カード）」という。）となります。</p> <p>3. 当行は、機能別利用可能枠（カード）とは別に、法人会員のすべてのカード使用者がカードを利用することができる合算額として、法人会員に対して利用可能枠を設定します。当行は、法人会員に対して、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（本項に基づき、法人会員に対して設定する商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠（法人）」という。）。ただし、当行は、当行の判断により、機能別利用可能枠（法人）を設定しない場合があります。</p> <p>①ショッピング1回払い利用可能枠 ②ショッピング2回払い利用可能枠 ③海外キャッシング1回払い利用可能枠</p> <p>4. 前項①②の機能別利用可能枠（法人）のうち最も高い金額が、法人会員のカード使用者に発行されたすべてのカード全体の利用可能枠（以下「総枠（法人）」という。）となります。当行が機能別利用可能枠（法人）を設定しない場合、総枠（法人）も設定されません。</p> <p>5. 機能別利用可能枠（カード）および総枠（カード）を総称して、利用可能枠（カード）といい、機能別利用可能枠（法人）および総枠（法人）を総称して、利用可能枠（法人）といいます。また、利用可能枠（カード）および利用可能枠（法人）を総称して、利用可能枠といいます。なお、同一の法人会員が当行またはJCBとの間で、JCBカードにかかる複数の契約を締結している場合には、契約ごとに利用可能枠（法人）が定められますので、</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>3. 当行は、会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。</p> <p>4. 当行は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は法人会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p> <p>第20条（利用可能な金額）</p> <p>1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項および次項の定めは、ショッピング利用および海外キャッシング1回払い利用のすべてに適用されます。</p> <p>(1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高を差し引いた金額。</p> <p>(2) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額。</p>	<p>他の契約（以下「他契約」という。）における利用可能枠（法人）および他契約に関する利用残高（次条第2項に定めるものをいう。）は、本契約に基づきカード使用者がカードを利用できる金額には影響しません。</p> <p>6. 当行は、会員のカード利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。</p> <p>7. 当行は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に総枠（カード）を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の総枠（カード）に戻ります。なお、当行は法人会員からの申し出の都度、総枠（カード）の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p> <p>第20条（利用可能な金額）</p> <p>1. 各カード使用者は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。ただし、当行が利用可能枠（法人）を設定していない場合には、(3)および(4)は適用されません。なお、本項および次項の定めは、ショッピング利用および海外キャッシング1回払い利用のすべてに適用されます。</p> <p>(1) 当該カード使用者が利用しようとする商品に係る当該カード使用者のカードの機能別利用可能枠（カード）から、当該機能別利用可能枠（カード）に係る当該カードの利用残高を差し引いた金額。</p> <p>(2) 当該カード使用者のカードの総枠（カード）から、当該カード使用者のカードの全利用残高を差し引いた金額。</p> <p>(3) 当該カード使用者が利用しようとする商品に係る機能別利用可能枠（法人）から、法人会員の</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、海外キャッシング1回払い手数料および遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ当行に対して支払いを済ませていない金額をいい、法人会員分とすべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。</p> <p>——中略——</p> <p>4. 会員が、前条第1項②の機能別利用可能枠を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に扱われます。</p>	<p>すべてのカード使用者の当該機能別利用可能枠（法人）に係る全利用残高（なお、法人会員自らによるカード利用の利用残高を含む。また他契約の利用残高は含まない。）を差し引いた金額。</p> <p>(4) 総枠（法人）から、法人会員のすべてのカード使用者の全利用残高（なお、法人会員自らによるカード利用の利用残高を含む。また他契約の利用残高は含まない。）を差し引いた金額。</p> <p>2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、海外キャッシング1回払い手数料および遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ当行に対して支払いを済ませていない金額をいいます。</p> <p>——中略——</p> <p>4. 会員が、前条第1項②の機能別利用可能枠（カード）または同条第3項②の機能別利用可能枠（法人）を超えてショッピング2回払いによるショッピング利用をした場合、当該利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同様に扱われます。</p> <p>5. 第1項(3)(4)が適用される結果、各カード使用者は、自己以外のカード使用者によるカード利用に起因して、カードを利用することができない事態（以下「本件事態」という。）が生じる可能性があります。そのような場合であっても、両社は一切の責任を負いません。法人会員は、法人会員および管理責任者の責任において、本件事態が生じないように、利用可能な金額の管理を行うものとします。</p>
<p>第22条(ショッピングの利用)</p> <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に</p>	<p>第22条(ショッピングの利用)</p> <p>11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、法人会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</p>
<p>第27条(約定支払日とお支払い方法)</p> <p>1. 法人会員が、カード利用代金のお支払日として、入会申込書その他両社所定の書面において申し出、両社が承認した日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、法人会員は、ショッピング利用代金の各支払区分および海外キャッシング1回払いに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替する方法または当行が指定する金融機関の口座に振り込む方法（所定の手数料が発生する場合があります。）のうち、法人会員が入会申込書その他両社所定の書面において指定した方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により本規約に基づき支払うべき日以降の約定支払日の支払いとなることや、当行が特に指定した場合には、当行所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき当行に支払うべき金額</p>	<p>第27条(約定支払日とお支払い方法)</p> <p>1. 法人会員が、カード利用代金のお支払日として、入会申込書その他両社所定の書面において申し出、両社が承認した日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、法人会員は、ショッピング利用代金の各支払区分および海外キャッシング1回払いに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替する方法または当行が指定する金融機関の口座に振り込む方法（所定の手数料が発生する場合があります。）のうち、法人会員が入会申込書その他両社所定の書面において指定した方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により本規約に基づき支払うべき日以降の約定支払日等の支払いとなることや、当行が特に指定した場合には、当行所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合または事務上の都合がある場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超過して当行に対する支払</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、当行は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p> <p>第28条(明細)</p> <p>1. 当行は、当行所定の方法（法人会員が「JCB法人WEBサービス」に登録している場合は、電磁的記録の方法を含む。）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当行は、法人会員が「JCB法人WEBサービス」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p> <p>第32条の2(取引の制限等)</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する</p>	<p>いをした場合、当行は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、当行は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。</p> <p>6. 第3項から第5項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当行が指定した料率（当行が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p> <p>第28条(明細)</p> <p>1. 当行は、当行所定の方法（法人会員が「JCB法人WEBサービス」または「JCB法人カードステーション」に登録している場合は、電磁的記録の方法を含む。）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当行は、法人会員が「JCB法人WEBサービス」または「JCB法人カードステーション」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p> <p>第32条の2(取引の制限等)</p> <p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（ショッピング利用を含むが、それに限らない。以下同じ。）を停止し、または制限する（一部の加</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>——中略——</p> <p>第43条(会員規約およびその改定)</p> <p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">2025年2月28日現在</p>	<p>盟店においてのみカード利用できない場合を含む。)場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、法人会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>——中略——</p> <p>(6)第22条第11項に該当した場合</p> <p>第43条(会員規約およびその改定)</p> <p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">2026年3月31日現在</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）																																				
<p style="text-align: center;">＜山陰合同銀行 加盟個人信用情報機関＞</p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー（CIC）</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話番号 0120-810-414</p> <p>https://www.cic.co.jp/</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法上の指定信用情報機関です。</p> <p>●株式会社日本信用情報機構（JICC）</p> <p>〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館</p> <p>電話番号 0570-055-955</p> <p>https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p>登録情報および登録期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>CIC</th> <th>JICC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報</td> <td colspan="2">左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実</td> <td>当該利用日より6ヵ月間</td> <td>当該利用日から6ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td>③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況</td> <td>契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> <td>契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td colspan="2">当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td>⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</td> <td>登録日より5年以内</td> <td>登録日から5年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	CIC	JICC	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間		②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該 利用日 より6ヵ月間	当該 利用日 から6ヵ月以内	③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	登録日から5年以内	<p style="text-align: center;">＜山陰合同銀行 加盟個人信用情報機関＞</p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー（CIC）</p> <p>電話番号 0570-666-414</p> <p>https://www.cic.co.jp/</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法上の指定信用情報機関です。</p> <p>●株式会社日本信用情報機構（JICC）</p> <p>電話番号 0570-055-955</p> <p>https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p> <p>登録情報および登録期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>CIC</th> <th>JICC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）</td> <td colspan="2">左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）</td> <td>当該照会日より6ヵ月間</td> <td>当該照会日から6ヵ月以内</td> </tr> <tr> <td>③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）</td> <td>契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> <td>契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td colspan="2">当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td>⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</td> <td>登録日より5年以内</td> <td>登録日から5年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	CIC	JICC	①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間		②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該 照会日 より6ヵ月間	当該 照会日 から6ヵ月以内	③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	登録日から5年以内
登録情報	CIC	JICC																																			
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間																																				
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該 利用日 より6ヵ月間	当該 利用日 から6ヵ月以内																																			
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																																			
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																																				
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	登録日から5年以内																																			
登録情報	CIC	JICC																																			
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間																																				
②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該 照会日 より6ヵ月間	当該 照会日 から6ヵ月以内																																			
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																																			
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																																				
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	登録日から5年以内																																			

改定前		改定後（2026年3月31日現在）					
ショッピングリボ払いのご案内		ショッピングリボ払いのご案内					
1. 毎月のお支払い元金		1. 毎月のお支払い元金					
お支払いコース	全額コース	締切日（毎月15日）のご利用残高					
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超		
	定額コース	締切日（毎月15日）のご利用残高全額					
	残高 スライド コース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	
		ご指定の金額（5千円以上1千円単位）＊					
	標準コース	1万円	10万円超10万円ごとに1万円加算				
	短期コース	2万円	10万円超10万円ごとに2万円加算				
＊ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は1万円以上1千円単位となります。		＊2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。					
——中略——		——中略——					
2. 手数料率		2. 手数料率					
実質年率13.20～15.00%		<table border="1"> <tr> <td>2026年10月1日ご利用分から（※1）</td> <td>実質年率18.00%</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率13.20～15.00%（※2）（※3）</td> </tr> </table>		2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00%	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率13.20～15.00%（※2）（※3）
2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00%						
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率13.20～15.00%（※2）（※3）						
<p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>——中略——</p> <p>※会員規約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。</p> <p>——中略——</p>		<p>（※1）利率改定は2026年10月1日を目途としてありますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ（https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html）で公表します。</p> <p>（※2）上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>——中略——</p> <p>（※3）会員規約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。</p> <p>——中略——</p>					
3. お支払い例		3. お支払い例					
・定額コース1万円、実質年率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合		・定額コース1万円、実質年率18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合					
(1) 8月10日のお支払い		(1) 8月10日のお支払い					
①お支払い元金	10,000円	①お支払い元金	10,000円				
②手数料	747円（7万円×15.00%×26日÷365日）	②手数料	897円（7万円×18.00%×26日÷365日）				
③8月10日の弁済金	10,747円（①+②）	③8月10日の弁済金	10,897円（①+②）				
(2) 9月10日のお支払い		(2) 9月10日のお支払い					
①お支払い元金	10,000円	①お支払い元金	10,000円				
②手数料	764円（7万円×15.00%×26日÷365日）	②手数料	917円（7万円×18.00%×26日÷365日）				

改定前	改定後（2026年3月31日現在）																																																																																								
×31日÷365日) ③9月10日の弁済金 10,764円 (①+②)	×31日÷365日) ③9月10日の弁済金 10,917円 (①+②)																																																																																								
ショッピング分割払いのご案内	ショッピング分割払いのご案内																																																																																								
1. 手数料率 実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]	1. 手数料率 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>2026年10月1日ご利用分から（※1）</td> <td>実質年率18.00% [月利1.50%]</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]（※2）</td> </tr> </table>	2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00% [月利1.50%]	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]（※2）																																																																																				
2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00% [月利1.50%]																																																																																								
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]（※2）																																																																																								
<p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>——中略——</p>	<p>（※1）利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ（https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html）で公表します。</p> <p>（※2）上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p>																																																																																								
2. 支払回数表	2. 支払回数表																																																																																								
<p>実質年率15.00%の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>支払回数</th><th>3回</th><th>5回</th><th>6回</th><th>10回</th><th>12回</th></tr> <tr><th>支払期間</th><td>3ヵ月</td><td>5ヵ月</td><td>6ヵ月</td><td>10ヵ月</td><td>12ヵ月</td></tr> <tr><th>割賦計数</th><td>2.51%</td><td>3.78%</td><td>4.42%</td><td>7.00%</td><td>8.31%</td></tr> <tr><th>（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）</th><td>251円</td><td>378円</td><td>442円</td><td>700円</td><td>831円</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>支払回数</th><th>15回</th><th>18回</th><th>20回</th><th>24回</th></tr> <tr><th>支払期間</th><td>15ヵ月</td><td>18ヵ月</td><td>20ヵ月</td><td>24ヵ月</td></tr> <tr><th>割賦計数</th><td>10.29%</td><td>12.29%</td><td>13.64%</td><td>16.37%</td></tr> <tr><th>（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）</th><td>1,029円</td><td>1,229円</td><td>1,364円</td><td>1,637円</td></tr> </table>	支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	割賦計数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	251円	378円	442円	700円	831円	支払回数	15回	18回	20回	24回	支払期間	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月	割賦計数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%	（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円	<p>3回（3ヵ月）～60回（60ヵ月）の各回（各月数） ＜ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額の例＞</p> <p>実質年率18.00%の場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>支払回数</th><th>3回</th><th>10回</th><th>12回</th><th>18回</th><th>24回</th></tr> <tr><th>支払期間</th><td>3ヵ月</td><td>10ヵ月</td><td>12ヵ月</td><td>18ヵ月</td><td>24ヵ月</td></tr> <tr><th>割賦計数</th><td>3.01%</td><td>8.43%</td><td>10.02%</td><td>14.85%</td><td>19.82%</td></tr> <tr><th>（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）</th><td>301円</td><td>843円</td><td>1,002円</td><td>1,485円</td><td>1,982円</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>支払回数</th><th>30回</th><th>36回</th><th>48回</th><th>60回</th></tr> <tr><th>支払期間</th><td>30ヵ月</td><td>36ヵ月</td><td>48ヵ月</td><td>60ヵ月</td></tr> <tr><th>割賦計数</th><td>24.92%</td><td>30.15%</td><td>41.00%</td><td>52.36%</td></tr> <tr><th>（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）</th><td>2,492円</td><td>3,015円</td><td>4,100円</td><td>5,236円</td></tr> </table>	支払回数	3回	10回	12回	18回	24回	支払期間	3ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	18ヵ月	24ヵ月	割賦計数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%	（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円	支払回数	30回	36回	48回	60回	支払期間	30ヵ月	36ヵ月	48ヵ月	60ヵ月	割賦計数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%	（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円
支払回数	3回	5回	6回	10回	12回																																																																																				
支払期間	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月																																																																																				
割賦計数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%																																																																																				
（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	251円	378円	442円	700円	831円																																																																																				
支払回数	15回	18回	20回	24回																																																																																					
支払期間	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月																																																																																					
割賦計数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%																																																																																					
（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円																																																																																					
支払回数	3回	10回	12回	18回	24回																																																																																				
支払期間	3ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	18ヵ月	24ヵ月																																																																																				
割賦計数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%																																																																																				
（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円																																																																																				
支払回数	30回	36回	48回	60回																																																																																					
支払期間	30ヵ月	36ヵ月	48ヵ月	60ヵ月																																																																																					
割賦計数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%																																																																																					
（ショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額）	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円																																																																																					
<p>※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。</p> <p>※実質年率が15.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。</p>	<p>※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。</p> <p>※実質年率が18.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金10,000円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。</p>																																																																																								
3. お支払い例 実質年率 15.00% の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品をご購入の場合	3. お支払い例 実質年率 18.00% の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品をご購入の場合																																																																																								
A. 上表に基づく手数料総額 $100,000円 \times 7.00\% = 7,000円$	A. 上表に基づく手数料総額 $100,000円 \times 8.43\% = 8,430円$																																																																																								
B. 上表に基づく支払総額	B. 上表に基づく支払総額																																																																																								

改定前	改定後 (2026年3月31日現在)																														
100,000円 + 7,000円 = 107,000円	100,000円 + 8,430円 = 108,430円																														
C. 毎月の支払額 107,000円 ÷ 10回 = 10,700円 (ただし、初回10,518円 ※3、最終回10,699円)	C. 毎月の支払額 108,430円 ÷ 10回 = 10,843円 (ただし、初回10,625円 ※3、最終回10,842円)																														
D. 分割支払金合計額 10,518円 (初回) + 10,700円 × 8 (第2回～第9回) + 10,699円 (最終回) = 106,817円	D. 分割支払金合計額 10,625円 (初回) + 10,843円 × 8 (第2回～第9回) + 10,842円 (最終回) = 108,211円																														
——中略——	——中略——																														
※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。	※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。																														
<table> <tr> <td>月利計算の手数料</td> <td>100,000円 × 1.25%</td> <td>= 1,250円</td> </tr> <tr> <td>初回支払元金</td> <td>10,700円 - 1,250円</td> <td>= 9,450円</td> </tr> <tr> <td>日割計算の手数料</td> <td>100,000円 × 15.00% × 26日 ÷ 365日</td> <td>= 1,068円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)</td> </tr> <tr> <td>初回支払額</td> <td>9,450円 + 1,068円</td> <td>= 10,518円</td> </tr> </table>	月利計算の手数料	100,000円 × 1.25%	= 1,250円	初回支払元金	10,700円 - 1,250円	= 9,450円	日割計算の手数料	100,000円 × 15.00% × 26日 ÷ 365日	= 1,068円	(ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)			初回支払額	9,450円 + 1,068円	= 10,518円	<table> <tr> <td>月利計算の手数料</td> <td>100,000円 × 1.50%</td> <td>= 1,500円</td> </tr> <tr> <td>初回支払元金</td> <td>10,843円 - 1,500円</td> <td>= 9,343円</td> </tr> <tr> <td>日割計算の手数料</td> <td>100,000円 × 18.00% × 26日 ÷ 365日</td> <td>= 1,282円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)</td> </tr> <tr> <td>初回支払額</td> <td>9,343円 + 1,282円</td> <td>= 10,625円</td> </tr> </table>	月利計算の手数料	100,000円 × 1.50%	= 1,500円	初回支払元金	10,843円 - 1,500円	= 9,343円	日割計算の手数料	100,000円 × 18.00% × 26日 ÷ 365日	= 1,282円	(ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)			初回支払額	9,343円 + 1,282円	= 10,625円
月利計算の手数料	100,000円 × 1.25%	= 1,250円																													
初回支払元金	10,700円 - 1,250円	= 9,450円																													
日割計算の手数料	100,000円 × 15.00% × 26日 ÷ 365日	= 1,068円																													
(ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)																															
初回支払額	9,450円 + 1,068円	= 10,518円																													
月利計算の手数料	100,000円 × 1.50%	= 1,500円																													
初回支払元金	10,843円 - 1,500円	= 9,343円																													
日割計算の手数料	100,000円 × 18.00% × 26日 ÷ 365日	= 1,282円																													
(ご利用金額 × 実質年率 × 日数 (締切日の翌日より翌月10日まで) ÷ 365日)																															
初回支払額	9,343円 + 1,282円	= 10,625円																													
※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金 (現金販売価格からお支払済分割支払元金 (初回から第9回まで) の合計を差し引いた金額) と手数料の合計となります。	※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金 (現金販売価格からお支払済分割支払元金 (初回から第9回まで) の合計を差し引いた金額) と手数料の合計となります。																														
第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。	第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。																														
<例、第2回>	<例、第2回>																														
<table> <tr> <td>初回支払後残高</td> <td>100,000円 - 9,450円</td> <td>= 90,550円</td> </tr> <tr> <td>月利計算の手数料</td> <td>90,550円 × 1.25%</td> <td>= 1,131円</td> </tr> <tr> <td>第2回支払元金</td> <td>10,700円 - 1,131円</td> <td>= 9,569円</td> </tr> </table>	初回支払後残高	100,000円 - 9,450円	= 90,550円	月利計算の手数料	90,550円 × 1.25%	= 1,131円	第2回支払元金	10,700円 - 1,131円	= 9,569円	<table> <tr> <td>初回支払後残高</td> <td>100,000円 - 9,343円</td> <td>= 90,657円</td> </tr> <tr> <td>月利計算の手数料</td> <td>90,657円 × 1.50%</td> <td>= 1,359円</td> </tr> <tr> <td>第2回支払元金</td> <td>10,843円 - 1,359円</td> <td>= 9,484円</td> </tr> </table>	初回支払後残高	100,000円 - 9,343円	= 90,657円	月利計算の手数料	90,657円 × 1.50%	= 1,359円	第2回支払元金	10,843円 - 1,359円	= 9,484円												
初回支払後残高	100,000円 - 9,450円	= 90,550円																													
月利計算の手数料	90,550円 × 1.25%	= 1,131円																													
第2回支払元金	10,700円 - 1,131円	= 9,569円																													
初回支払後残高	100,000円 - 9,343円	= 90,657円																													
月利計算の手数料	90,657円 × 1.50%	= 1,359円																													
第2回支払元金	10,843円 - 1,359円	= 9,484円																													

改定前	改定後（2026年3月31日現在）				
<p>ショッピングスキップ払いのご案内</p> <p>——中略——</p> <p>1. 手数料率</p> <p>実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]</p> <p>※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>——中略——</p> <p>2. お支払い例</p> <p>実質年率15.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し（8月10日お支払い分にて利用）、お支払い月を11月10日へ変更した場合</p> <p><11月10日のお支払い></p> <p>①お支払い元金 10,000円</p> <p>②手数料 375円 (1万円×3ヵ月×(15.00%/12ヵ月))</p> <p>③11月10日の支払額（支払総額） 10,375円 (①+②)</p>	<p>ショッピングスキップ払いのご案内</p> <p>——中略——</p> <p>1. 手数料率</p> <table border="1" data-bbox="802 443 1412 488"> <tr> <td>2026年10月1日ご利用分から（※1）</td> <td>実質年率18.00% [月利1.50%]</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]（※2）</td> </tr> </table> <p>（※1）利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ（https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html）で公表します。</p> <p>（※2）上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。</p> <p>——中略——</p> <p>2. お支払い例</p> <p>実質年率18.00%の方が6月30日にショッピング1回払いにて1万円を利用し（8月10日お支払い分にて利用）、お支払い月を11月10日へ変更した場合</p> <p><11月10日のお支払い></p> <p>①お支払い元金 10,000円</p> <p>②手数料 450円 (1万円×3ヵ月×(18.00%/12ヵ月))</p> <p>③11月10日の支払額（支払総額） 10,450円 (①+②)</p>	2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00% [月利1.50%]	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]（※2）
2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00% [月利1.50%]				
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%]（※2）				

改定前					改定後（2026年3月31日現在）						
<繰上返済方法>					<繰上返済方法>						
	ショッピング リボ 払い	ショッピング 分割 払い*1	キャッシング 1回 払い(国 内・海外)	キャッシング リボ 払い			ショッピング リボ 払い	ショッピング 分割 払い*1	キャッシング 1回 払い(国 内・海外)	キャッシング リボ 払い	
1. ATMによる 返済	○	×	×	○	当行のATMおよび提携金融機関のATM等から入金して返済する方法	1. ATMによる 返済	○	×	×	○	当行のATMおよび提携金融機関のATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替による 返済	○	○	×	○	事前に当行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法	2. 口座振替による 返済	○	○	×	○	事前に当行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込での 返済	○	○	○	○	事前に当行に申し出のうえ、当行指定口座への振込により返済する方法	3. 口座振込での 返済	○	○	○	○	事前に当行に申し出のうえ、当行指定口座への振込により返済する方法
4. 持参による 返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法	4. 持参による 返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法
<p>*1全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。</p> <p>※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。）次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>——中略——</p>					<p>*1全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。</p> <p>※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。）次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>※上記「1. ATMによる返済」の場合、ATM手数料（1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円（税込）、1万円を超える場合は220円（税込））は会員負担となります。</p> <p>（カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。）</p> <p>——中略——</p>						

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>保証委託約款（JCB） 個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条（個人信用情報機関の利用および登録）</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、保証会社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。</p> <p>(1) 保証会社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。）が登録されている場合はこれを利用すること。</p> <p>(2) 下記に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報（その履歴を含む。）が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（本会員等の返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸</p>	<p>保証委託約款（JCB） 個人情報の取扱いに関する同意条項 第2条（個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等）</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）は、保証会社が利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟事業者」という。）に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。</p> <p>(1) 保証会社が本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、保証会社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。</p> <p>(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のためにこれを利用されること。</p>	<p>(3)保証会社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（下記に記載されている「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</p> <p>(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</p> <p>①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。</p> <p>ア. (3)により、加盟事業者から提供を受けた情報 イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報 ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</p> <p>②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</p> <p>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理 イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 ウ. ③に基づく信用情報の提供</p> <p>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p>(3) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、以下に記載の個人情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、保証会社が新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p>関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</p> <p>(5) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、以下に記載の個人情報機関とします。なお、保証会社が新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>

改定前	改定後（2026年3月31日現在）																								
<p>＜ごうぎんクレジット 加盟個人信用情報機関＞ 本同意条項に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー（CIC） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法上の指定信用情報機関です。</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>	<p>＜ごうぎんクレジット 加盟個人信用情報機関＞ 本同意条項に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社シー・アイ・シー（CIC） 電話番号 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法上の指定信用情報機関です。</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>																								
<p>登録情報および登録期間</p> <table border="1" data-bbox="172 974 758 1422"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>CIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報</td> <td>左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実</td> <td>当該照会日より6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況</td> <td>契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td>当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td>⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</td> <td>登録日より5年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	CIC	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該 照会日 より6ヵ月間	③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	<p>登録情報および登録期間</p> <table border="1" data-bbox="813 974 1396 1422"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>CIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）</td> <td>左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）</td> <td>当該照会日より6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）</td> <td>契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内</td> </tr> <tr> <td>④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td>当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td>⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報</td> <td>登録日より5年以内</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	CIC	①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該 照会日 より6ヵ月間	③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内
登録情報	CIC																								
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間																								
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該 照会日 より6ヵ月間																								
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																								
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																								
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内																								
登録情報	CIC																								
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間																								
②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該 照会日 より6ヵ月間																								
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内																								
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																								
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内																								
<p>＜提携個人信用情報機関＞ 本同意条項に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社日本信用情報機構（JICC） 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>	<p>＜提携個人信用情報機関＞ 本同意条項に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <p>●株式会社日本信用情報機構（JICC） 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/</p> <p>●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>																								

改定前	改定後（2026年3月31日現在）
<p data-bbox="156 286 647 320">Oki Doki ポイントプログラム利用規定</p> <div data-bbox="172 347 767 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="188 360 657 409">以下の規定については、Oki Dokiポイントプログラムの対象となる方に適用されます。</p> <ul data-bbox="188 427 647 477" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 427 647 477">・ Oki Dokiポイントプログラム利用規定 https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/  </div> <p data-bbox="507 562 759 595" style="text-align: right;">(OKB777・20200331)</p>	<p data-bbox="798 286 1161 320">J-POINT プログラム利用規定</p> <div data-bbox="813 347 1409 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="829 360 1286 409">以下の規定については、J-POINTの対象となる方に適用されます。</p> <ul data-bbox="829 427 1286 477" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="829 427 1286 477">・ J-POINTプログラム利用規定 https://www.jcb.co.jp/terms-and-conditions/  </div> <p data-bbox="1145 562 1398 595" style="text-align: right;">(JPB777・20260112)</p>

以 上